検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十九号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条第一項及び第三十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）」を削り、「同表において単に」を「別表第二において単に」に改める。

第二条の二第一項中「及び麻しん」を「、麻しん及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び別表第二の二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）」に改める。

第三条中「及びハンタウイルス肺症候群」を「、ハンタウイルス肺症候群及び新型コロナウイルス感染症」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

ジカウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症	一件につき　二、五〇〇円

を

ジカウイルス感染症	一件につき　二、五〇〇円
新型コロナウイルス感染症	一件につき　四、二〇〇円

に改める。

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中

麻しん	一件につき　二、五〇〇円
新型コロナウイルス感染症	一件につき　四、二〇〇円

を

麻しん	一件につき　二、五〇〇円
新型コロナウイルス感染症	一件につき　四、二〇〇円

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、法第八条第一項」を「、法第八条（第二項を除く。）」に改め、同条の表法第八条第一項の項の次に次のように加える。

法第八条第三項	
一類感染症の無症状病原体保有者又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
それぞれ一類感染症の患者又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症

第三条の表法第十二条第一項の項中「又は無症状病原体保有者」を削り、同表法第十五条第一項及び第二項の項下欄中「若しくは無症状病原体保有者」を削り、同表法第十五条第三項第一号の項中「疑似症患者」の下に「若しくは無症状病原体保有者」を加え、同表法第十五条第六項の項下欄中「若しくは無症状病原体保有者」を削り、同表法第十八条第一項の項中「新型インフルエンザ等感染症の患者」の下に「又は無症状病原体保有者」を加え、同項の次に次のように加える。

法第十八条第二項	患者及び無症状病原体保有者	患者
法第十八条第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者
法第十八条第五項	患者又は無症状病原体保有者	患者

第三条の表法第二十二条第一項及び第二項の項を次のように改める。

法第二十二条第一項、第二項及び第四項	当該入院に係る一類感染症	新型コロナウイルス感染症

第三条の表法第二十二条第四項の項を削り、同表法第三十五条第一項の項中「疑似症患者」の下に「若しくは無症状病原体保有者」を加える。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三